要介護認定における同行調査の取扱いについて

小松市長寿介護課

令和４年９月作成

**１　同行調査の目的**

　介護保険制度の根幹である要介護認定、その認定のもととなる認定調査について、調査員は申請者の状況を極力正確に介護認定審査会委員に伝達すべく、調査票をまとめることが必要である。

　本市においては、初任者が認定調査をする際、より迷いを少なく調査し、審査会委員の方々に伝わる特記事項を記入できるよう、初任者の初回の認定調査に、市職員を派遣し、調査方法や特記事項の記載方法について、確認、助言を行うことで、認定調査の質の向上を図ることを目的とする。

そこで、本取扱いでは、要介護認定における同行調査の取扱いについて記載するものとする。

**２．同行調査の対象者と同行調査の流れについて**

**（１）同行調査の対象者について**

（ⅰ）市内で認定調査を受託されている居宅介護支援事業者・介護保険施設の新規認定調査員

（ⅱ）上記居宅介護支援事業者・介護保険施設の認定調査員で、同行調査を希望する者のうち、小松市が必要と認める者

**（２）同行調査の流れについて**

手順１：石川県主催の新規認定調査員研修の受講

新たに認定調査員として活動を予定する者は、石川県が主催する新規認定調査員研修（例年、年２回開催）を必ず受講し、終了するものとする。

なお、過年度に終了した者は、その旨申し出ること。

手順２：市役所への連絡、調査日時の決定（同行調査実施の概ね１ヶ月前まで）

　　新規認定調査員は担当する利用者のうち、初めて要介護認定の更新調査を受託予定であることが分かり次第、『要介護認定同行調査依頼書』及び『要介護認定調査員名簿異動届』を小松市へ提出することとする。（できる限り当該利用者の更新申請前に連絡することが望ましい。）連絡後、新規認定調査員は、市担当者、対象利用者及びその立会人と日程調整を行う。

　　同行調査の実施日が決まったら、予め認定調査員テキスト及び石川県主催の新規認定調査員研修資料等を熟読し、当日の実施方法について準備を行うこと。

手順３：同行調査当日から調査票等の提出（同行調査実施後３営業日を目途に提出）

　　同行調査当日は、新規認定調査員は、担当する利用者の認定調査を実施するものとする。市の同行者は、調査員の確認項目や方法に漏れがないか確認し、必要に応じて確認、助言を行うこととする。

　　同行調査実施後、新規認定調査員は、実施した日から３営業日を目途に、認定調査票及び特記事項を作成し、市へ提出するものとする。

手順４：事後確認から認定調査員証の交付まで

　　市の担当者は、提出された認定調査票等を確認し、対面またはオンライン形式等で、記載内容について確認、助言を行うものとする。その後、再度修正が必要な場合は、速やかに修正の上、再提出すること。

**３　その他**

上記の定めのない内容は、小松市が別に定めるものとする。

（参考）要介護認定における同行調査に関するＱ＆Ａ

Ｑ１）数年前に新規認定調査員研修を受講の上、一定期間ケアマネジャーとして活動し、認定調査員としても調査を実施してきたが、数年以上中断していた場合、新規認定調査員研修や同行調査を受ける必要はあるか。

Ａ１）過去に新規認定調査員の研修を受講されていた方であれば、改めて新規認定調査員研修を受ける必要はありません。また、市の同行調査についても、受講義務はありませんが、自身の調査方法等に不安があり、同行調査を希望される場合は、市長寿介護課までご連絡ください。

　　　　なお、新規認定調査員研修を修了された方であっても、認定調査を実施したことがない場合は、市へご連絡の上、同行調査を受けてください。

Ｑ２）市外で認定調査員として調査の実施歴はあるが、この度、小松市内の施設職員として初めて認定調査を実施することになったが、同行調査は必要か。

Ａ２）他市で認定調査員として、介護認定調査を実施済の方については、小松市の同行調査は不要です。

　　　　なお、Ｑ１にあるように長期で中断されている場合等で、市の同行調査を希望される場合は、市長寿介護課までご連絡ください。

Ｑ３）新規認定調査員が使用するテキストの配布はありますか。

Ａ３）小松市では、新規認定調査員のテキストの配布は行っておりません。

　　　厚生労働省の下記ホームページよりダウンロードして使用ください。

厚生労働省要介護認定適正化事業のホームページ

　　http://www.nintei.net/2\_1kskschtml#1